

# 震災対応に係る教育委員会としての当面の取組の対応状況

平成23年9月1日現在

## I 地域のマンパワーの結集と共助による事業推進

NO	取組	取組の概要	これまでの取組
	担当課		
<b>1 県民への支援</b>			
1	被災後の児童生徒等への心のケア	県内被災地を中心とした各学校に、児童生徒の心のケアに当たるため、スクールカウンセラーを派遣する。	平成23年3月16日から26日の間、旭市の2小学校・1中学校にスクールカウンセラーを派遣した。4月7日～5月31日の間、災害救助法適用地域等の小中高等学校30校にスクールカウンセラーを派遣した。 現在は、6月から要請のあった小中高等学校19校に、スクールカウンセラーを派遣している。
	指導課		
2	被災地区児童生徒の支援のための教員の配置	被災地区小中学校における教員の追加配置の要望を調査し、国に対して加配教員を要望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月中旬 被災地区の小中学校における教職員配置の追加要望について調査。</li> <li>・H23.5.25 調査結果をもとに、国に対して、加配教員を要望。</li> <li>・H23.7.13 追加要望のあった学校へ加配教員を配置。 (小学校:浦安市1名、中学校:香取市1名)</li> </ul>
	教職員課		
3	被災した幼児児童生徒及び避難してきた幼児児童生徒への就学援助	国の平成23年度第1次補正予算による被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し、県内で被災した幼児児童生徒及び県外から避難してきた幼児児童生徒の就学支援を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.5 国の第1次補正予算編成に係る事前調査として、県内各市町村に対象幼児児童生徒数を把握し、文部科学省に報告。</li> <li>・県の基金条例改正に伴う準備及び歳入歳出予算編成に係る準備を進めてきた。</li> <li>・H.23.6.6 各市町村へ全ての対象者が援助を受けられるよう、臨時特例交付金の周知を行う。</li> <li>・H23.6.9 文部科学大臣あて交付金 63,622千円の申請を行う。</li> <li>・H23.6.28付け 上記交付決定あり。</li> <li>・9月補正予算へ計上した。</li> </ul>
	財務施設課・学校安全保健課		
4	教育施設における節電対策(全体管理)	震災に伴う今夏の電力供給力不足に対し、県民生活や経済活動に大きな影響を与える計画停電を回避するため、より一層の節電対策に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>て、夏期の節電対策を公表。</li> <li>・公表された「千葉県における夏期節電対策」に基づき、各教育施設において、昨年の使用最大電力量の△15%以上の節電を目標として、節電対策を実施。</li> <li>・全対象施設において、△15%以上の契約電力の変更(減少)を東京電力へ申し込み。</li> <li>・7月分の節電対策の実績としては、昨年の使用最大電力量の△15%以上の節電を目標とする156施設(契約電力量50kw以上)中132施設において節電目標を達成し、電力抑制率は26%となった。 (電力抑制の制限緩和対象施設となっている特別支援学校を除く)</li> </ul>
	教育総務課		
4	教育施設における節電対策(県立学校)	東日本大震災に起因する発電施設の被害により、今夏の電力需給バランスの悪化が予想され、電力危機を乗り越えるための使用電力の削減を図る。	県全体の取組として、小口需要家の施設管理者は、契約電力の変更申込を行い、昨年の夏期(7月～9月)の最大使用電力の15%以上を抑制する節電目標を設定し、指導上・管理上不適切にならない範囲での節電の実施。
	財務施設課		

NO	取組	取組の概要	これまでの取組
	担当課		
4	教育施設における節電対策(学校運営)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校が、計画停電実施で想定される学校運営上の支障について事前に想定し、各学校の実情に合わせて弾力的に対応する。</li> <li>広報誌を通して、節電への呼び掛け・取り組んでいる学校の紹介を行う。</li> <li>経済産業省の推進する「省エネ出前授業」の実施を県内公立学校に呼びかけるとともに、公開授業を実施し関心を高める。また、マスコミ等にも広報し、実施状況を取り上げてもらうことで、関心を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H23.3.15 文部科学省生涯学習政策局等発「計画停電の実施に伴う授業等の弾力的対応及び児童生徒等の安全確保の配慮について(通知)を公立小・中・高等学校及び特別支援学校に周知。</li> <li>H23.3.28 教指第2154号, 教特第850号, 教職第1365号で, 各公立小・中・高等学校及び特別支援学校に対し, 計画停電実施時のより具体的な対応例と手続き等を通知。</li> <li>H23.4 県立学校長会議及び県立高等学校教頭会議等において, 夏期の電力状況を見越して, 節電の励行と各学校の実情に合わせた早目の対応を取るよう周知。</li> <li>H23.5.20付け教育総務課発「夏期の電力需給対策を受けた各学校における節電対策について(事務連絡)」で文部科学省関係各課からの事務連絡を各公立小・中・高等学校及び特別支援学校に周知。</li> <li>H23.6.17 H23.7.11ウェブサイト県教委ニュース6月号、7月号において、節電チェックシートや、既に節電に取り組んでいる学校の事例、節電出前授業の紹介を行うなど学校での節電を呼びかけるとともに、8月号では家庭での節電を呼び掛けた。</li> <li>H23.6.27 広報誌「夢気球」(72万部発行)において、学校や家庭での節電を呼び掛けた。</li> <li>H23.7.1~7.11 小学校3校で実施された省エネ出前授業が、千葉テレビ、地元ケーブルテレビで放映されるとともに3紙で延べ4回報道された。</li> </ul>
	教育政策課・指導課・特別支援教育課		
4	教育施設における節電対策(休業日の変更等)	県立学校の休業日の時期変更等について、弾力的に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業日の時期変更等について、「計画停電に伴う学校運営の弾力的な対応について」(H23.3.28付け通知)による取扱いと同様とする旨を各種会議において各学校へ周知。</li> </ul>
	教職員課		
4	教育施設における節電対策(社会教育施設)	施設の設置目的に応じた県民へのサービスの提供に資するため、節電に配慮しながら利用時間の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災後、4月末まで、県立図書館・さわやかちば県民プラザでは、利用時間を短縮して計画停電に対応してきた。(図書館の閉館時間を19時から17時に早め2時間短縮、プラザの閉館時間を21時から17時に早め4時間短縮)。5月1日からは全施設が平常通りの開館を実施している。</li> <li>昇降機の停止、事務室・廊下の消灯、空調の28度設定等により節電に取り組んでいる。</li> </ul>
	生涯学習課		
4	教育施設における節電対策(県立学校開放講座)	開放講座を実施する各学校が学校の状況に応じて照明の削減または消灯、空調温度の調整などにより、節電対策に取り組みながら、開放講座の受講者や施設利用者の学習の機会を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏期の電力需給対策について、平成23年5月20日付け教総第210号通知及び同日付け事務連絡が出されたが、県立学校開放事業に係る夏期の電力需給対策について、平成23年6月22日付けで各県立学校に、周知徹底を図った。</li> </ul>
	生涯学習課		
4	教育施設における節電対策(文化施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>美術館・博物館では、電力供給が逼迫している中、来館者の安全確保、収蔵資料管理に努めたうえで節電行動をしつつ、通常開館を実施し歴史や文化に接する機会の確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災後、来館者への安全確保ができた館から随時開館しつつ、計画停電等に配慮し4月25日までは開館時間を短縮して対応してきた。</li> <li>3月31日まで、12:00~16:30の開館</li> <li>4月25日まで 10:00~16:30の開館</li> <li>4月26日から 平常通り。</li> <li>通常開館後は、空調設定温度の調整、照明の部分消灯、OA機器のエコモード等に取り組んでいる。</li> </ul>
	文化財課		

NO	取組	取組の概要	これまでの取組
	担当課		
4	教育施設における節電対策(体育施設)	指定管理施設については、各管理者において、計画した節電対策を実施。また県の取組に合わせ行動計画書を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災後、各施設で営業時間の短縮及び室内灯・街路灯等のまびきを実施。</li> <li>・契約電力500kw以上の施設については電気事業法に基づく使用制限(経産省指定の電力制限)により、行動計画を作成し節電に取り組んでいる。</li> <li>・契約電力500kw以下の施設についても、県の節電対策にあわせ、15%以上の抑制をすることとし、行動計画を作成し節電に取り組んでいる。(冷房の設定温度変更、電灯のまびき、減灯、自動販売機の稼働時間短縮等)</li> </ul>
	体育課		
5	教職員等の放射能に対する研修による啓発	放射能に関する基礎的な知識を正しく理解し、あわせて災害時の児童生徒の心のケアの在り方についての見識を深め、指導力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日、県内小・中・高等学校の養護教諭等、県・市町村教育委員会学校保健担当及び学校薬剤師の合計約1,100名を対象に県文化会館にて「放射能の基礎知識と災害時の子どもの心のケア研修会」として実施した。</li> </ul>
	学校安全保健課		
6	学校、保護者及び教育機関等に対する放射線に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県下の全栄養職員と各教育委員会関係者に対する研修会を実施し、放射能の基礎知識やリスク等についての理解を深めさせるとともに、リスク管理に向けて、食材や水道水等の放射性物質の検出状況、調理時の工夫等についての情報を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月8日(金)に、県下の全栄養職員並びに各教育委員会関係者を集めた「食の安全緊急連絡会議」を開催し、放射能を理解するための基礎知識やリスクについて専門家を招いての研修を実施するとともに、本県の食材や水道水の放射線量の計測値の推移の現状や、下処理や調理時の放射性物質の除去等の工夫についての情報を提供した。</li> <li>・6月10日、12日、13日、20日に県立学校16校のプール水の放射線量に関わる水質検査をし、放射性物質を「検出せず」という結果であった。この結果については、報道発表表及び県教育委員会ホームページに掲載した。</li> <li>・7月7日より県立学校等の校庭等の放射線量の測定を実施し、測定結果を公表。7月15日までに実施した県立学校30校、青少年教育施設2施設については、文部科学省が示している校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安(1時間当たり3.8マイクロシーベルト)、更には放射線量提言策を実施する場合の指標(1時間当たり1マイクロシーベルト)を下回っている。</li> <li>・7月20日に開催された環境生活部大気保全課による、各市町村環境保全担当者向けの「可搬式放射線量計に係る操作方法等の研修会」に県教育委員会も出席し、その場で「測定場所に小・中・高校等の校庭も入れてほしい」旨依頼した。また、各市町村教育委員会学校安全主管課長あてに、市町村から測定の依頼があった場合は協力してほしいという内容の文書を発出した。</li> <li>・7月22日に、市町村教委等に対して牛肉の放射性物質による汚染に関する情報提供を行った。</li> <li>・8月26日に文部科学省から出された通知に基づき、局所的に線量が高い場所の把握のために、より詳細な測定を検討中。</li> </ul>
	学校安全保健課		
7	被災者や風評被害を斟酌した道徳教育の推進	『いのち』のつながりと輝きを道徳教育の独自の主題として掲げた本県としては、道徳の時間はもちろんのこと、教科・科目の授業、総合的な学習の時間、特別活動など、あらゆる教育活動を通じて、震災後の心の教育を推進していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①全教育事務所の指導主事に対する今後の重点課題の確認</li> <li>②高等学校教科研究員への震災関係授業実践の指示</li> <li>③作成中の高校用「道徳」教材集に震災関連教材を盛り込む</li> <li>④公立高校管理職対象の人権教育研究協議会での研修実施</li> <li>⑤本年9月の完成を目指し、小・中・高で活用できる「東日本大震災に学ぶ人間教育(仮称)」指導例を作成中</li> </ul>
	指導課		

NO	取組	取組の概要	これまでの取組
	担当課		
8	大地震発生時における職員、保護者等との連絡体制の見直しと整備	各種通信回線が遮断されたり、交通機関、道路等が遮断された場合の連絡体制を確実にするため、見直しと整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震直後、県内の小・中・高・特別支援学校37校を抽出し、対応状況調査を実施した。その分析結果を踏まえ、4月当初から、各種会議で連絡体制を含む学校安全計画等の見直しを周知。</li> <li>・見直しの工程を第1段階から第4段階までとし、それぞれの工程における取組を周知。</li> <li>・7月上旬に、すべての学校に対して東日本大震災発生以前の防災体制について、また、東日本大震災発生時の状況について、さらに4月から5月までの防災体制見直し状況について、を問う第1回防災教育調査を実施し、現在そのとりまとめを行っている。その結果を分析し、今後の方向性を検討している。</li> </ul>
	学校安全保健課		
9	非常時に対応した給食メニュー等の提供事業	現在、学校給食は、施設、設備の修繕が終わり、全校において給食が可能な状況となっているが、今後、電力不足等のため、給食の提供が困難になる可能性が想定されるため、簡易給食献立等の情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神淡路大震災を経験した兵庫県教委等がまとめた緊急時の給食対応等について、学校栄養士会を通じ、県下の栄養教諭・学校栄養職員に、情報提供するとともに、学校給食会に対し、停電等を想定した簡易給食対応に向けての準備を指示した。加えて、県内への情報提供を前提として、県内各地で実施又は計画された簡易給食献立の集約を行い、その結果を情報提供した。</li> </ul>
	学校安全保健課		
10	各種団体を活用した要望活動の充実	各種の関係団体から、国等へ震災による窮状を伝え、県への支援を要望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.4.13 知事が、復旧・復興本部とりまとめの「東日本大震災からの復旧・復興に関する緊急要望」を官房長官へ提出。</li> <li>・H23.4.27 全国都道府県教育長協議会から、「学校施設の耐震化等の促進に関する緊急要望」を文部科学大臣等に提出。</li> <li>・H23.6.7 全国都道府県教育長協議会から、「東日本大震災に係る対応に関する緊急要望について」を文部科学大臣等に提出。</li> <li>・H23.6.18 菅総理が県内の液状化被害を視察した際に、県と被災市町村との意見交換による概要により要望実施。</li> <li>・H23.6.28 政策企画課とりまとめの「国の施策に対する重点提案・要望(施策編)、(東日本大震災編)」を民主党県連へ提出。</li> <li>・H23.6.29 復旧・復興本部とりまとめの「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する緊急要望」を石渡副知事から国へ提出。</li> </ul>
	教育政策課		
<b>2 県外被災者への支援</b>			
1	被災した生徒の入学料免除	平成23年度入学・転入学する生徒で、建物(住家・店舗等生活の本拠となるもの)、家財が全焼又は半壊、全壊又は半壊、流失による被害を受けた者、福島第一原子力発電所の事故により避難した者に対し入学料を免除する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23. 3. 22「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する平成23年度入学料減免について(通知)」を各県立高等学校に通知する。</li> <li>・H23. 4. 25「東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難した場合を減免対象者とし拡充」を各県立高等学校に通知する。</li> </ul>
	財務施設課		
2	他県から受け入れた被災生徒に対する奨学資金貸付金事業の対応	被災した厳しい状況下、更に転学という心理的な影響を受けて修学することとなるので、少しでも安心して新しい学校生活を送れるよう、奨学資金貸付の緊急採用の要件を緩和し、就学援助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.4.25 県立学校対象の「千葉県奨学資金事務職員説明会」を開催し本取組を説明し、周知・募集の依頼を行った。</li> <li>・H23. 5.6 関係国公立高校及び私立高校へ文書により周知・募集を行った。</li> <li>・現在までに、他県被災者からの申請なし。</li> </ul>
	財務施設課		
3	社会教育施設への一時避難場所としての県外被災者の受入れ	被災者の一時避難場所として、市町村に施設の一部を提供する、ただし、施設の利用可能な人数・室数の範囲に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東金青年の家は、4月7日～21日まで福島県からの原発事故に伴う避難者を東金市からの要請により、20名受け入れた。鴨川青年の家は、4月5日より福島県の障害福祉施設の入所者等を鴨川市からの要請により受け入れ、9月1日現在369名を受け入れている。</li> </ul>
	生涯学習課		

NO	取組	取組の概要	これまでの取組
	担当課		
4	他県からの避難者の教職員住宅での受入れ	県土整備部住宅課が実施する県外被災者等の県営住宅等の受入れの一環として、県外被災者及び福島第1原発事故に伴う避難者に対して教職員住宅を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年4月6日 被災者等の受入れのため教職員住宅5住宅10戸を提供する。受入にあたって、受入住宅各戸へガスコンロ、照明器具、浴槽等の設置整備を進める。</li> <li>平成23年4月25日～ 被災者等入居開始。9月1日現在、1世帯が福島県へ転居し、5世帯が入居中。</li> </ul>
	福利課		
5	被災後の児童生徒及び教職員への心のケア	東北地方の被災県からの要請に基づき、被災県の児童生徒や教職員の心のケアのために、文部科学省・東京都等と連携してスクールカウンセラー等を派遣する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年5月11日から6月2日まで、宮城県気仙沼市に、教職員の心のケアのために、東京都と連携して毎週2名ずつ派遣した。</li> <li>平成23年5月9日から6月17日まで、岩手県山田町に、児童生徒の心のケアのために、県臨床心理士会と連携して、毎週2名ずつ派遣した。</li> <li>平成23年6月20日から7月22日まで、宮城県石巻市に、児童生徒の心のケアのために県臨床心理士会と連携して、毎週2名ずつ派遣した。</li> <li>現在、宮城県並びに福島県からスクールカウンセラーの派遣要請がきており、派遣を検討している。</li> </ul>
	指導課		
6	被災地域の生徒等の県立高等学校への受入れ	被災地域の生徒等の県立高等学校への柔軟な受入れ	被災地域の生徒等の受入れについて、各県立高等学校長あて通知し、特段の配慮をお願いした。また、千葉県教育委員会の受入れへの取組について、被災地域の関係都道府県及び指定都市へ通知するとともに、県教育委員会ホームページにて広く周知した。9月1日現在、県立高等学校65校において被災地域から100名の生徒を受け入れている。
	指導課		
7	被災県からの障害のある児童生徒の受入れに関する取組	平成23年3月14日付の文部科学副大臣通知を受け、東北地方太平洋沖地震で被災した児童生徒の就学機会の確保をする等の観点から、公立特別支援学校への受け入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れの体制を整える。	福島県及び茨城県から36名の児童生徒の転入を、県内7校の特別支援学校で受け入れた。特に安房特別支援学校では、学区にある鴨川青年の家に、福島県の重度知的障害者の入所施設が集団で避難してきたことから、27名の児童生徒が転入した。転入した児童生徒の生活や学習のリズムを形成することを第一に考え、教員を派遣する訪問教育を旧鴨川市立江見中学校(平成23年3月鴨川中学校と統合)の施設を利用して行っている。
	特別支援教育課		
8	県立高等学校で、他県から受け入れた被災生徒に対する教科書等の支給事業	県立高等学校で、他県から受け入れた被災生徒の今後の学習に支障を来さないよう、教科書等の購入に要した経費を千葉県で補助することにより、被災生徒の就学に係る一助とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>H23.4.8全県立高等学校に対し、震災に伴い他県から受け入れた被災生徒の教科書等に関する費用の概算について、FAXで調査を実施。</li> <li>5月補正予算で、概算で15,000円×150人＝2,250千円を計上。</li> </ul>
	指導課		

NO	取組	取組の概要	これまでの取組
	担当課		
9	被災県への教員等の派遣	1 被災地における義援金の申請・受付業務に、県職員(事務職員・教員)を派遣	1 ○募集開始:4月28日付け 募集期間:5月2日～11日 派遣期間:5月16日～5月23日 5月23日～5月30日 5月30日～6月6日 6月13日～6月20日 応募状況:高校 教諭8 養護1 実習助手1 特支 教諭6 寄宿舍指導員3 事務 本庁3 出先1 派遣先:岩手県大船渡市又は陸前高田市に派遣(出張扱い) 派遣条件:1人1回8日間 派遣実績:高校 教諭3 実習助手1 特支 教諭2 事務 本庁3 出先1 ○追加募集:6月9日付け 募集期間:6月10日～17日 派遣期間:7月4日～7月11日 7月18日～7月25日 応募状況:高校 教諭3 特支 教諭2 寄宿舍指導員1 事務 本庁1 出先1 派遣先:岩手県陸前高田市に派遣(出張扱い) 派遣条件:1人1回8日間 派遣実績:本庁:充て指導主事1名 高校:教諭1名
	教育総務課・教職員課	2 被災地の支援のための教員の長期派遣	2 被災地への派遣の可能性に備え、各学校にアンケートを実施 調査:4月15日付けで、各学校種に調査依頼 回答:4月末の時点で派遣可能との回答 小中約30名 高校約30名 特支約30名 ・文科省から宮城県への教員派遣依頼受理(4月28日) ・派遣条件に合う教員の人数・学校種を報告(5月16日) 教諭7名(小2 高校2 特支3)派遣可能と回答 ・宮城県からお礼報告(6月13日) 検討の結果、不足教員の補充が近県及び講師採用により可能となった旨(派遣成立せず)
10	各種団体を活用した要望活動の充実	各種の関係団体から、国等へ震災による窮状を伝え、県への支援を要望する。	・H23.4.13 知事が、復旧・復興本部とりまとめの「東日本大震災からの復旧・復興に関する緊急要望」を官房長官へ提出。 ・H23.4.27 全国都道府県教育長協議会から、「学校施設の耐震化等の促進に関する緊急要望」を文部科学大臣等に提出。 ・H23.6.7 全国都道府県教育長協議会から、「東日本大震災に係る対応に関する緊急要望について」を文部科学大臣等に提出。 ・H23.6.18 菅総理が県内の液状化被害を視察した際に、県と被災市町村との意見交換による概要により要望実施。 ・H23.6.28 政策企画課とりまとめの「国の施策に対する重点提案・要望(施策編)、(東日本大震災編)」を民主党県連へ提出。 ・H23.6.29 復旧・復興本部とりまとめの「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する緊急要望」を石渡副知事から国へ提出。
	教育政策課		
11	他県からの受入れ児童生徒等に対する医療的ケアの実施	医療的ケアが必要な児童生徒を受け入れた場合については、「千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」に基づき、主治医の指導・助言を得ながら看護師の配置を行う。	現在のところ、今回の東日本大震災による被災地からの転入児童生徒等の中に、医療的ケアを必要とする者はいない。
	特別支援教育課		

NO	取組	取組の概要	これまでの取組
	担当課		
12	被災地区児童生徒受入れのための指導体制の整備	被災児童を受入れた小中学校における教員の追加配置の要望を調査し、国に対して加配教員を要望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月中旬 教育事務所を通じて被災児童生徒を受入れた小中学校における教職員配置の追加要望について調査。</li> <li>・H23.5.25 調査結果をもとに、国に対して、加配教員を要望。</li> <li>・H23.7.15 追加要望のあった学校へ教員を配置。(小学校:船橋市1名)</li> </ul>
	教職員課		
13	被災県からの児童生徒の受入れに関する状況確認	県立学校及び各教育施設における受入れ状況について確認し、教育委員会会議にて報告する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.4.19 教育委員による県立市原八幡高等学校及び鴨川青年の家の視察</li> </ul>
	教育総務課		
14	被災した幼児児童生徒及び避難してきている幼児児童生徒への就学援助	国の平成23年度第1次補正予算による被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し、県内で被災した幼児児童生徒及び県外から避難してきた幼児児童生徒の就学支援を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.5 国の第1次補正予算編成に係る事前調査として、県内各市町村に対象幼児児童生徒数を把握し、文部科学省に報告。</li> <li>・県の基金条例改正に伴う準備及び歳入歳出予算編成に係る準備を進めてきた。</li> <li>・H.23.6.6 各市町村へ全ての対象者が援助を受けられるよう、臨時特例交付金の周知を行う。</li> <li>・H23.6.9 文部科学大臣あて交付金 63,622千円の申請を行う。</li> <li>・H23.6.28付け 上記交付決定あり。</li> <li>・9月補正予算へ計上した。</li> </ul>
	財務施設課・学校安全保健課		